

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	重度心身障がい者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下呂市は、重度心身障がい者医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下呂市長

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障がい者医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>・下呂市福祉医療費助成条例に基づき、重度の心身障がいがある者に対し、当該対象者の医療費の一部を助成する。</p> <p>・下呂市は、下呂市福祉医療費助成条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①受給者証の交付の申請の受理、審査又は申請に対する応答</p> <p>②医療費助成の申請の受理、審査又は申請に対する応答</p> <p>③受給資格及び記載事項の変更届出の受理、審査又は届出に対する応答</p>
③システムの名称	重心医療システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
医療費システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項(利用範囲)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民保健部市民サービス課
②所属長の役職名	市民サービス課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下呂市市民保健部市民サービス課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下呂市市民保健部市民サービス課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I 5. ①部署	市民部市民課	総務部市民課	事前	
平成29年6月15日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	下呂市市民部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	下呂市総務部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事前	
平成29年6月15日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	下呂市市民部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	下呂市総務部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事前	
令和1年6月24日	I 5. ②所属長の役職名	市民課長 河合正博	市民課長	事後	様式変更に伴う変更
令和1年6月24日	IV リスク対策		様式の変更に伴いリスク対策を追加	事後	様式変更に伴う変更
令和3年2月2日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月2日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和4年6月24日	I-5-①部署	総務部市民課	市民保健部市民サービス課	事後	
令和4年6月24日	I-5-②所属長	市民課長	市民サービス課長	事後	
令和4年6月24日	I-7 請求先	下呂市総務部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	下呂市市民保健部市民サービス課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事後	
令和4年6月24日	I-8 連絡先	下呂市総務部市民課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	下呂市市民保健部市民サービス課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事後	
令和5年12月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和5年12月1日時点	事前	
令和5年12月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和5年12月1日時点	事前	